

令和4年度

釧路市各会計予算書

総 括 表

会 計 名		当初予算額	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
一	般 会 計	95,100,000							
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	17,025,423							
	国民健康保険阿寒診療所事業	532,706							
	国民健康保険音別診療所事業	361,867							
	後 期 高 齢 者 医 療	2,663,764							
	介 護 保 険	保 険 事 業 勘 定	17,229,860						
		介 護 サ ー ビ ス 勘 定	92,721						
	魚 揚 場 事 業	202,890							
	駐 車 場 事 業	135,540							
	動 物 園 事 業	439,955							
	企 業 会 計	病 院 事 業	22,042,828						
水 道 事 業		10,858,741							
工 業 用 水 道 事 業		78,375							
下 水 道 事 業		11,421,282							
公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業		345,317							
港 湾 整 備 事 業		915,041							
合 計		179,446,310							

一 般 会 計

令和4年度釧路市一般会計予算

令和4年度釧路市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、25,000,000千円と定める。

令和4年2月25日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
		20,817,412
	1 市 民 税	8,808,301
	2 固 定 資 産 税	8,523,140
	3 軽 自 動 車 税	436,133
	4 市 た ば こ 税	1,549,109
	5 鉱 産 税	18,976
	6 入 湯 税	121,635
	7 都 市 計 画 税	1,360,118
2 地 方 譲 与 税		738,875
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	149,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	464,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	79,875
	4 特 別 と ん 譲 与 税	37,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	9,000
3 利 子 割 交 付 金		11,000
	1 利 子 割 交 付 金	11,000
4 配 当 割 交 付 金		41,000
	1 配 当 割 交 付 金	41,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		44,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	44,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		276,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	276,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		4,230,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	4,230,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		8,700
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	8,700
9 環 境 性 能 割 交 付 金		64,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	64,000
10 地 方 特 例 交 付 金		136,174
	1 地 方 特 例 交 付 金	127,295
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	8,879
11 地 方 交 付 税		25,240,000
	1 地 方 交 付 税	25,240,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		22,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	22,000

一般会計

款	項	金額
		千円
13 分担金及び負担金		589,610
	1 分担金	15,815
	2 負担金	573,795
14 使用料及び手数料		2,543,067
	1 使用料	1,934,890
	2 手数料	608,177
15 国庫支出金		20,628,471
	1 国庫負担金	17,633,631
	2 国庫補助金	2,949,149
	3 国庫委託金	45,691
16 道支出金		6,035,138
	1 道負担金	4,568,290
	2 道補助金	1,077,527
	3 道委託金	389,321
17 財産収入		278,774
	1 財産運用収入	171,836
	2 財産売却収入	106,938
18 寄附金		2,002,421
	1 寄附金	2,002,421
19 繰入金		1,830,027
	1 特別会計繰入金	28,954
	2 基金繰入金	1,801,073
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		3,090,611
	1 延滞金及び加算金	30,002
	2 預金利子	161
	3 貸付金元利収入	2,390,310
	4 受託事業収入	10,150
	5 雑収入	659,988
22 市債		6,472,719
	1 市債	6,472,719
歳入合計		95,100,000

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円
	1 議会費	321,761
2 総務費	1 総務管理費	6,028,337
	2 徴税費	133,972
	3 選挙費	146,401
	4 監査委員費	9,765
		6,318,475
3 民生費	1 社会福祉費	7,359,814
	2 老人福祉費	666,428
	3 児童福祉費	9,501,096
	4 生活保護費	12,724,814
	5 医療助成費	2,901,403
		33,153,555
4 衛生費	1 保健衛生費	1,101,767
	2 清掃費	4,012,444
	5,114,211	
5 労働費	1 労働費	113,087
	113,087	
6 農林水産業費	1 農業費	803,990
	2 林業費	368,412
	3 水産業費	96,633
		1,269,035
7 商工費	1 商工費	3,396,749
	3,396,749	
8 土木費	1 土木管理費	21,008
	2 道路橋梁費	2,503,020
	3 河川費	335,546
	4 都市計画費	94,729
	5 公園費	615,126
	6 住宅費	1,864,241
		5,433,670

款	項	金額
		千円
9 港 湾 費		1,141,482
	1 港 湾 費	1,141,482
10 消 防 費		687,819
	1 消 防 費	687,819
11 教 育 費		4,839,958
	1 総 務 費	1,472,450
	2 小 学 校 費	678,779
	3 中 学 校 費	486,456
	4 高 等 学 校 費	65,311
	5 幼 稚 園 費	18,437
	6 社 会 教 育 費	1,409,773
	7 保 健 体 育 費	708,752
12 災 害 復 旧 費		15,000
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	4,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	11,000
13 公 債 費		12,749,546
	1 公 債 費	12,749,546
14 諸 支 出 金		9,365,824
	1 特 別 会 計 繰 出 金	9,365,824
15 職 員 費		11,089,828
	1 職 員 費	11,089,828
16 予 備 費		90,000
	1 予 備 費	90,000
歳 出 合 計		95,100,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと納税推進事業費	令和5年度	千円 必要とする当該年度の 予算で措置する額
人材確保・定着促進事業費	令和5年度から令和7年度まで	10,845
市立美術館企画展開催費補助金	令和5年度	11,000

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	千円			
共 用 車 購 入 費	9,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
市 有 施 設 補 修 ・ 改 修 事 業 費	18,900			
市 有 地 災 害 防 止 対 策 事 業 費	12,900			
ア イ ヌ 政 策 推 進 交 付 金 事 業 費	43,100			
難 視 聴 地 域 対 策 事 業 費	5,300			
ア イ ヌ 住 宅 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	10,100			
老 人 福 祉 施 設 整 備 協 力 費	23,800			
法 人 立 保 育 所 等 整 備 費 補 助 金	7,400			
火 葬 場 施 設 整 備 費	79,200			
釧 路 広 域 連 合 負 担 金	449,500			
新 ご み 最 終 処 分 場 整 備 事 業 費	1,149,900			
農 業 用 水 道 管 理 費	30,700			
農 村 都 市 交 流 セ ン タ ー 関 連 施 設 費	1,500			
市 営 牧 場 整 備 費	187,200			
農 道 管 理 費	27,800			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
林道管理費	2,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
阿寒地域活性化事業費	3,800			
阿寒町自然休養村施設整備費	92,300			
除雪グレーダ購入費	21,300			
市道整備事業費	850,600			
河川機能保全対策費	52,700			
低地帯浸水対策事業費	264,700			
公園整備費	79,000			
公営住宅等建設費	656,800			
港湾施設整備費	162,500			
国直轄港湾工事負担金	571,500			
国直轄空港工事負担金	29,500			
消防施設整備費	210,000			
新給食センター整備事業費	84,100			
中学校施設整備費	35,600			
生涯学習センター施設整備費	62,100			
大規模運動公園体育施設整備費	39,800			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業債 (ソフト分)	千円 290,000	普通貸借	} 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
臨時財政対策債	906,519	又は 証券発行		
計	6,472,719			

特 別 会 計

国民健康保険特別会計

令和4年度釧路市国民健康保険特別会計予算

令和4年度釧路市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,025,423千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000,000千円と定める。

令和4年2月25日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険収入		千円
		17,025,423
	1 国民健康保険料	2,498,482
	2 道支出金	12,865,975
	3 財産収入	245
	4 繰入金	1,635,169
	5 諸収入	25,552
歳入合計		17,025,423

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険費		千円
		17,025,423
	1 総務費	255,982
	2 保険給付費	12,429,137
	3 国民健康保険 事業費納付金	3,926,844
	4 共同事業拠出金	5
	5 保健事業費	153,197
	6 諸支出金	257,258
	7 予備費	3,000
歳出合計		17,025,423

国民健康保険阿寒診療所事業特別会計

令和4年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計予算

令和4年度釧路市の国民健康保険阿寒診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ532,706千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、150,000千円と定める。

令和4年2月25日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険 阿寒診療所事業収入		532,706
	1 診療収入	158,407
	2 使用料及び手数料	1,381
	3 道支出金	6,055
	4 繰入金	298,050
	5 諸収入	4,813
	6 市債	64,000
歳入合計		532,706

歳出

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険 阿寒診療所事業費		532,706
	1 総務費	411,301
	2 医療費	87,680
	3 公債費	33,225
	4 予備費	500
歳出合計		532,706

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施 設 整 備 費	45,700	普通貸借	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
医療機械器具整備費	18,300	又は 証券発行		
計	64,000		ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	

国民健康保険音別診療所事業特別会計

令和4年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計予算

令和4年度釧路市の国民健康保険音別診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ361,867千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、30,000千円と定める。

令和4年2月25日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険 音別診療所事業収入		千円
		361,867
	1 診療収入	84,537
	2 使用料及び手数料	665
	3 道支出金	5,784
	4 繰入金	258,989
	5 諸収入	2,392
6 市債	9,500	
歳入合計		361,867

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険 音別診療所事業費		千円
		361,867
	1 総務費	300,692
	2 医業費	55,362
	3 公債費	5,413
4 予備費	400	
歳出合計		361,867

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機械器具整備費	9,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

後期高齢者医療特別会計

令和4年度釧路市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度釧路市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,663,764千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和4年2月25日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療収入		千円
		2,663,764
	1 後期高齢者医療保険料	1,898,179
	2 繰入金	718,118
	3 繰越金	1
	4 諸収入	47,466
歳入合計		2,663,764

歳出

款	項	金額
1 後期高齢者医療費		千円
		2,663,764
	1 総務費	62,349
	2 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,596,315
	3 諸支出金	5,100
歳出合計		2,663,764

介護保険特別会計

令和4年度釧路市介護保険特別会計予算

令和4年度釧路市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,229,860千円と、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,721千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、500,000千円と定める。

令和4年2月25日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

(保険事業勘定)

歳入

款	項	金額
		千円
1 介護保険収入		17,229,860
	1 介護保険料	3,115,549
	2 国庫支出金	4,197,859
	3 支払基金交付金	4,425,497
	4 道支出金	2,421,739
	5 財産収入	3,246
	6 繰入金	3,063,925
	7 繰越金	1
	8 諸収入	2,044
	歳入合計	17,229,860

歳出

款	項	金額
		千円
1 介護保険費		17,229,860
	1 総務費	481,664
	2 保険給付費	15,852,628
	3 地域支援事業費	853,168
	4 基金積立金	3,246
	5 諸支出金	39,154
	歳出合計	17,229,860

(介護サービス事業勘定)

歳入

款	項	金額
1 介護サービス事業収入		千円
		92,721
	1 サービス収入	55,694
	2 道支出金	289
	3 繰入金	35,804
	4 繰越金	1
5 諸収入	933	
歳入	合計	92,721

歳出

款	項	金額
1 介護サービス事業費		千円
		92,721
	1 総務費	10,300
	2 サービス事業費	81,449
	3 公債費	971
4 諸支出金	1	
歳出	合計	92,721

魚揚場事業特別会計

令和4年度釧路市魚揚場事業特別会計予算

令和4年度釧路市の魚揚場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ202,890千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和4年2月25日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 魚揚場事業収入		千円
		202,890
	1 使用料及び手数料	61,832
	2 分担金及び負担金	2,328
	3 国庫支出金	50,000
	4 財産収入	1,843
	5 繰入金	49,654
	6 諸収入	8,533
7 市債	28,700	
歳入合計		202,890

歳出

款	項	金額
1 魚揚場事業費		千円
		202,890
	1 事業費	201,482
	2 公債費	908
3 予備費	500	
歳出合計		202,890

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
(仮称)第8魚揚場 施設整備費	28,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

駐車場事業特別会計

令和4年度釧路市駐車場事業特別会計予算

令和4年度釧路市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135,540千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和4年2月25日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 駐車場事業収入		千円
		135,540
	1 事業収入	91,731
	2 財産収入	577
	3 繰入金	42,414
4 諸収入	818	
歳入合計		135,540

歳出

款	項	金額
1 駐車場事業費		千円
		135,540
	1 事業費	130,540
2 予備費	5,000	
歳出合計		135,540

動物園事業特別会計

令和4年度釧路市動物園事業特別会計予算

令和4年度釧路市の動物園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ439,955千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和4年2月25日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 動物園事業収入		千円
		439,955
	1 使用料及び手数料	59,338
	2 道 支 出 金	720
	3 財 産 収 入 金	68
	4 寄 附 金	1
	5 繰 入 金	379,763
	6 繰 越 金	1
7 諸 収 入	64	
歳 入 合 計		439,955

歳出

款	項	金額
1 動物園事業費		千円
		439,955
	1 事 業 費	421,006
	2 公 債 費	15,949
3 予 備 費	3,000	
歳 出 合 計		439,955

企 業 会 計

病 院 事 業 会 計

令和4年度釧路市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度釧路市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 643床
 - ア 一般病床 535床
 - イ 精神病床 94床
 - ウ 感染症病床 4床
 - エ 結核病床 10床

(2) 患者数

区 分	年間延患者数	一日平均患者数
入院患者	166,805	457
外来患者	279,450	1,150
計	446,255	1,607

(3) 主要な建設改良事業

- ア 病院増改築 194,128千円
- イ 院舎改修 330,000千円
- ウ 医療機械等整備 1,470,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		18,103,668千円
第1項 医業収益		15,993,570千円
第2項 医業外収益		1,879,141千円
第3項 高等看護学院収益		110,956千円
第4項 特別利益		120,001千円
	支	出
第1款 病院事業費用		19,173,868千円
第1項 医業費用		18,661,391千円
第2項 医業外費用		236,996千円
第3項 高等看護学院費用		110,956千円
第4項 特別損失		164,525千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,067,506千円は、当年度分資本的収支調整額2,368千円及び過年度分損益勘定留保資金1,065,138千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,801,454千円
第1項 企業債	1,800,000千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 寄附金	1千円
第4項 投資	1,452千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,868,960千円
第1項 建設改良費	1,994,128千円
第2項 企業債償還金	799,546千円
第3項 投資	74,976千円
第4項 基金積立金	10千円
第5項 道補助金消費税返還金	300千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
院舎増改築費	330,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
医療機械等整備費	1,470,000			
計	1,800,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,802,821千円

(2) 交際費 1,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,200,078千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療機械	高精度放射線治療システム	1式
	血管造影システム	1式
	手術用顕微鏡	1式
	カテーテルアブレーション治療装置	1式
	人工腎臓装置	1式
	セントラルモニタ	1式

令和4年2月25日提出

釧路市長 蝦名大也

水道事業会計

令和4年度釧路市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度釧路市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量	20,354千m ³
(2) 一日平均配水量	55,764m ³
(3) 給水戸数	91,126戸
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路布設	6,241m
イ 浄水場整備	3か所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	5,365,933千円
第1項 営業収益	4,842,382千円
第2項 営業外収益	523,551千円
支 出	
第1款 水道事業費用	4,465,274千円
第1項 営業費用	4,236,922千円
第2項 営業外費用	228,352千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,039,652千円は、当年度分資本的収支調整額320,892千円、当年度分損益勘定留保資金1,915,166千円、減債積立金567,109千円及び建設改良積立金236,485千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	3,353,815千円
第1項 企業債	2,659,500千円
第2項 他会計負担金	36,938千円
第3項 工事負担金	4,680千円
第4項 国庫補助金	652,697千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,393,467千円
第1項 建設改良費	4,752,453千円
第2項 企業債償還金	1,641,014千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	導水管路環境調査業務(第3期)	千円 28,413	令和4	千円 1,771
				令和5	26,642

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
配水管整備事業費	令和5年度から 令和6年度まで	1,036,211千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道第3回拡張事業費	千円 1,119,600	普通貸借	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
上水道配水管整備事業費	1,315,400			
上水道浄水場施設整備事業費	193,400	又は		
簡易水道整備事業費	31,100	証券発行	ただし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
計	2,659,500			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 673,429千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第11条 簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、704千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、300,000千円と定める。

令和4年2月25日提出

釧路市長 蝦名大也

工業用水道事業会計

令和4年度釧路市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度釧路市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	4か所
(2) 総給水量	3,139千m ³
(3) 一日平均給水量	8,600m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 導水管等更新実施設計	1式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益		67,959千円
第1項 営業収益		65,605千円
第2項 営業外収益		2,354千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用		65,303千円
第1項 営業費用		61,415千円
第2項 営業外費用		3,888千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,072千円は、当年度分資本的収支調整額942千円及び過年度分損益勘定留保資金12,130千円で補填するものとする。）。

支 出		
第1款 資本的支出		13,072千円
第1項 建設改良費		10,360千円
第2項 企業債償還金		2,712千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない

い。

(1) 職員給与費

8,910千円

令和4年2月25日提出

釧路市長 蝦名大也

下水道事業会計

令和4年度釧路市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度釧路市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総処理水量	28,585千m ³
(2) 主要な建設改良事業	
ア 管渠布設	1,207m
イ 処理場整備	6か所
ウ ポンプ場整備	2か所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	7,420,718千円
第1項 営業収益	5,281,651千円
第2項 営業外収益	2,139,067千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	6,752,617千円
第1項 営業費用	6,049,257千円
第2項 営業外費用	368,769千円
第3項 特別損失	334,591千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,431,799千円は、当年度分資本的収支調整額124,626千円、当年度分損益勘定留保資金1,736,293千円及び減債積立金570,880千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,236,866千円
第1項 企業債	1,354,100千円
第2項 国庫補助金	862,900千円
第3項 他会計補助金	14,670千円
第4項 分担金及び負担金	5,196千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,668,665千円
第1項 建設改良費	2,436,050千円
第2項 企業債償還金	2,226,615千円

第3項 国庫補助金返還金

6,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	古川終末処理場ボイラ設備更新	千円 140,000	令和4	千円 84,000
				令和5	56,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業費	千円 1,354,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	1,354,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 746,071千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の建設事業費及び汚水処理費等支払のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,670千円及び32,470千円である。

令和4年2月25日提出

鉏路市長 蝦 名 大 也

公設地方卸売市場事業会計

令和4年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度釧路市公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経常業務

ア 青果物取扱高		9,504,000千円
イ 花き取扱高		495,000千円
ウ 市場施設	売場	6,404㎡
	貸室	1,957㎡

(2) 主要な建設改良事業

ア 雨水管污水管等改修	220,000千円
イ 冷蔵倉庫建設	5,434千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 市場事業収益		116,788千円
第1項 営業収益		65,354千円
第2項 営業外収益		51,434千円
支 出		
第1款 市場事業費用		89,307千円
第1項 営業費用		88,831千円
第2項 営業外費用		476千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額24,956千円は、減債積立金24,956千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		231,054千円
第1項 企業債		220,000千円
第2項 他会計補助金		11,054千円
支 出		
第1款 資本的支出		256,010千円
第1項 建設改良費		233,902千円
第2項 企業債償還金		22,108千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
雨水管汚水管等 改修工事費	千円 220,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から措置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	220,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,890千円

(2) 交際費 10千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債元金の償還及び営業費用等支払のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,054千円及び17,091千円である。

令和4年2月25日提出

釧路市長 蝦名大也

港湾整備事業会計

令和4年度釧路市港湾整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度釧路市港湾整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経常業務

ア 上屋	上屋貸付	12棟
	オープンヤード貸付	105,709㎡
イ 船舶給水	年間給水量	33,000㎥
ウ 荷役機械	石炭荷役機械貸付	1基
	ガントリークレーン貸付	1基
エ 土地売却	売却面積 西港区	5,000㎡
オ 土地賃貸	貸付換算面積	219,154㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 施設運営事業収益		520,534千円
第1項 営業収益		513,654千円
第2項 営業外収益		6,880千円
第2款 埋立事業収益		169,424千円
第1項 営業収益		169,424千円
合 計		689,958千円
支 出		
第1款 施設運営事業費用		579,258千円
第1項 営業費用		538,878千円
第2項 営業外費用		40,380千円
第2款 埋立事業費用		69,199千円
第1項 営業費用		67,342千円
第2項 営業外費用		1,857千円
合 計		648,457千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額266,584千円は、当年度分資本的収支調整額2,066千円、過年度分損益勘定留保資金169,118千円及び減債積立金95,400千円で補填するものとする。）。

支 出		
第1款 資本的支出		266,584千円

第1項 建設改良費 22,717千円

第2項 企業債償還金 243,867千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
港湾施設業務等委託費	令和5年度から 令和6年度まで	183,352千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 42,840千円

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量	処分の態様
土 地	西港区造成地	5,000㎡	売 払 い

令和4年2月25日提出

釧路市長 蝦名大也